

実施設計業務委託仕様書（解体）

1. 委託業務の名称 旧本郷小学校解体工事实施設計業務
2. 工事場所 輪島市門前町平 地内
3. 履行期限 令和8年12月15日
4. 工 種 解体
5. 敷地面積 9, 0 6 4 m²
6. 構 造 校舎 R C造 地上2階
体育館 S造 平家
プール S造 平家
7. 規 模 延べ面積
校舎 1, 4 1 4 m² 体育館 4 6 0 m²
8. 主要用途 小学校
9. 主要施設・主要室 図面参照
10. 設備概要 電気設備、給排水設備
11. 実施設計業務の内容
業務内容は別表2に掲げるものとする。
12. 設計業務の方針
 - (1) 別表1の計画概要書の内容に基づき、工事実施に必要な設計図書、工事費内訳明細書及び次の点に留意するとともに、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）等、関係法令に適合した内容のものとする。
 - ア 安全性に十分配慮する。
 - イ 工事費内訳明細書の単価は原則として、発注者から指示するR I B C単価によるものとし、工事予算に合わせて設計する。また、数量内訳明細書も併せて作成する。（数量の算出については、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事積算基準」「公共建築工事積算基準等資料」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事積算基準の解説」、建築工事建築数量積算研究会制定「建築数量積算基準・同解説」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築設備数量積算基準・同解説」による。）
 - ウ 仕様書は、発注者より提示する特記仕様書に基づき作成する。
 - (2) 解体工事の計画に当たっては、解体物、周辺環境、埋設物等の事前調査を行ったうえで、適正な工法及び手順を決定すること。また、施工期間及び施工時期も考慮したものとする。
 - (3) 解体工事で発生する解体材の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等についての適正な方法及び手順を決定すること。
 - (4) 次の事項に留意した設計とする。
 - ア コスト縮減を講じた設計とする。
 - イ 環境負荷低減対策に配慮した設計とする。
 - ウ 周辺環境に十分配慮した設計とする。

- (5) 貸与資料等は紛失、汚損しないように取り扱うものとし、これを公表、貸与、又は複製してはならない。また、業務が終了したときには速やかに返却する。

13. 設計図の作成要領

(1) 一般事項

- ア 図面作成の原則は、出来得る限り重複表現を避けるが、不明な箇所のないよう注意する。
 イ 設計に先立ち、解体工法等の基本事項を決める場合は、あらかじめ、発注者の担当職員の承認を得る。
 ウ 設備設計・構造設計を再委託（業務再委託承認を受けたもの）した時は、関係する原図に下記による梓板印を押し、受注者は記名すること。

設 備 設 計	
会社名	
電気担当者	
機械担当者	

構 造 設 計	
会社名	
担当者	

- エ 設計図の表紙に以下《（a）（b）（c）》の注釈・決裁欄を書込むこと。

（表紙の書き込み位置 凡例）

(工 事 名)	
(図 面 リ ス ト)	(a) (b) (c)

- (a) 質問のある者は、
指定日時までに営繕課へ提出すること。

- (b) 現地説明 ナシ

- (c) 「表紙」の監修欄

監 修	輪島市 教育委員会 教育総務課 年 月 日
-----	--------------------------

- オ 図面は、A3（又はA1）版を基本に発注者の担当職員と協議して決定し、図面タイトルは、右下隅とすること。

- カ 図面の作成はCADを原則とし、以下による他、（2）による。

- （ア）A3（又はA1）版を基本に発注者の担当職員と協議して決定する

- （イ）A3（又はA1）版における縮尺を明記する

(ウ) 特記事項・寸法の最小フォントサイズは10pt 程度とする

(2) CADによる設計要領

ア CAD図面データ利用目的

CAD図面データは本施設の解体工事目的のため利用される。

イ 目的外利用禁止

発注者又は受注者は、CAD図面データを上記アの目的以外に使用することはできない。

ウ データの提供

受注者は本委託業務に関するCAD図面データが、既に発注者にある場合は提供を求めることができる。

エ データの修正

発注者は上記アの目的のために、CAD図面データに修正を加えることができる。

オ 検収

発注者は受注者より提供されたCAD図面データが、本市のCADシステムで利用可能かどうかを速やかに検収し、受注者に通知する。通知がない場合は検収に合格したものとする。

カ データの仕様

(ア) メディア CD-R、DVD-Rとする。

(イ) データの形式 PDF形式、JWW(SXF)形式及びオリジナル形式を提出する。

(ウ) ファイル名 別紙の通り

(エ) 書込寸法の制限 書込寸法(寸法数値のみの書換え)は行わない。

※その他、「建築設計業務等電子納品特記仕様書」で定める基準・要領による。

(3) 新たに作成する図面等

ア 表紙及び図面目次 (必要に応じ、別葉とする。)

イ 見取図 適宜

ウ 配置図 1/200~1/500

(ア) 敷地に接する道路巾員、隣地建物の敷地境界との距離、解体建物と敷地周囲との寸法及び周辺の状況等を記入する。

(イ) 解体する建築物、工作物及び移植する樹木等について図示する。

エ 面積算定図 適宜

オ 工事仕様書 発注者より提示する特記仕様書に基づき、適宜追加記入する。

カ 指定仮設平面図、配置図、詳細図 1/200~1/500、1/20~1/30

仮囲い、工事用道路、搬出車両出入り口等を併せて記入する。

キ 撤去後整地等配置図、詳細図 1/200~1/500、1/20~1/30

解体撤去後の埋め戻し、整地等の処理について記入する。

ク 植栽リスト、配置図 1/200~1/500

樹木の伐採、移植等について記入する。

ケ 解体工作物等リスト、配置図、詳細図 1/200~1/500、1/20~1/30

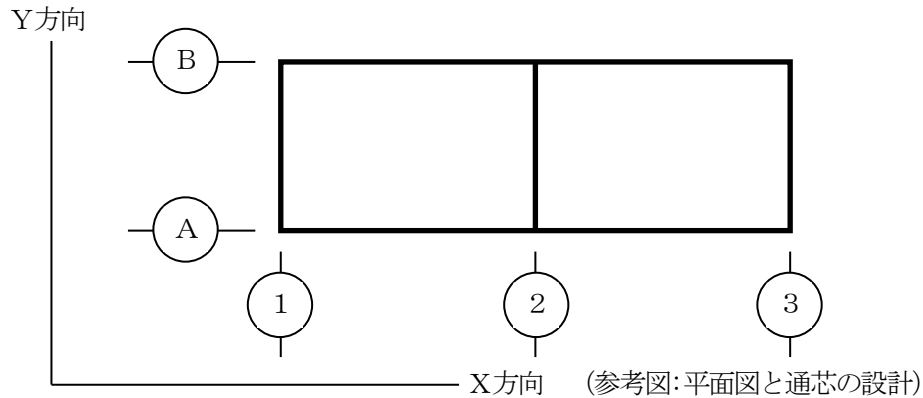
浄化槽等地下埋設物、排水溝、門、塀等の建築物以外のものについて記入する。

コ その他解体撤去工事に関して、必要となる図面等

(4) 一般図（従前設計図を基に作成する。）

ア 平面図 1/100～1/200

(ア) 通芯の設定 x方向通りはアルファベット、y方向通りはアラビア数字で表わす



(イ) 壁、開口部等の位置は、すべて通芯からの寸法により表示する。

(ウ) 構造体の種類が多岐にわたる時は、コンクリート、コンクリートブロック、木造等それぞれ明瞭に区別できる表現とし、構造厚を記入する。

(エ) 各室は、GLからの床高を明示する。

イ 仕上表

ウ 立面図 スケールは、平面図に準ずること。

外周全面について作成し、仕上を記入すること。

エ 断面図 スケールは、平面図に準ずること。

(ア) 原則として2面とするが、複雑多様な断面を有する場合は、発注者の担当職員の指示により追加する。

(イ) 階高（床仕上面による。ただし、最上階はスラブコンクリート上端まで）

(ウ) 天井高、基礎の深さ及び建物最高の高さを記入すること。

オ 矩形図 1/30～1/40

天井高、窓高、出入口高等各部の高さ、床、壁、天井等各部の仕上及び下地材の明記

カ キープラン 1/200（建具表用）

キープランには建具番号を、扉の場合は開き勝手を示す。

キ 図面の寸法 各部詳細図1/20～1/30、平面詳細図1/30、断面詳細図1/30、展開図1/50～1/100、天井伏図1/100、天井詳細図1/30。

ク 建具図及び家具図 1/50

(ア) 寸法、数量、材種及び塗装を明記する。

(イ) 木製、スチール、アルミ共枠見込、枠見付及びグリル寸法を表示し、附属金物並びにガラスの種類、数量、仕上、寸法を記入する。

(5) 構造図（従前設計図を基に作成する。）

ア 各階伏図 平面図に準ずる。

(ア) 壁部分は断面として表示し、その厚さを書き入れる。

(例：ハッチを施すなど)

(イ) 梁は、通芯よりの寄りを明記する。

イ 基礎伏図 平面図に準ずる。

(ア) 壁部分は断面として表示し、その厚さを書き入れる。

(例：ハッチを施すなど)

(イ) 独立壁基礎は、必ず記入する。

杭打の場合は、ベースに配置し、本数を書き入れる。

ウ 柱及び梁配筋リスト 1/20～1/40

エ 基礎配筋図

栗石及び捨てコンクリート厚さは、必ず書き入れる。

オ スラブ配筋図 1/20～1/40

全スラブとも、長辺及び短辺の断面を表示し標準の一面のみ平面及び断面をつける。

カ 壁及び配筋図 1/20～1/40

壁厚ごとに配筋方法の原則を示し、開口部、壁端及び耐震壁等の補強筋についても、同様とする。ただし、壁式構造は、各ラーメン共壁配筋図を要する。

キ ラーメン配筋図

主要ラーメンについて1箇所以上を原則とする。ただし、架構複雑なるラーメンの場合は追記する。

ク 鉄骨詳細図 1/20～1/30

(ア) ボルト径、溶接の脚長及び長さ並びにガセットプレートの厚さなどを明記する。

14. 設備設計図の作成要領

設計の作成にあたっては、下記の内容により作成する。

(1) 新たに作成する図面等

ア 撤去設備機器リスト、配置図

建築物の解体前に撤去する設備機器等について記入する。

イ その他解体撤去工事に関して、必要となる図面等

(2) 電気設備の設計 (従前設計図を基に作成する。)

ア 見取図 適宜

イ 屋外配線図 1/200～1/600

ウ 平面図 1/200～1/600

各種機器、器具を表示する。

エ 電灯及び動力幹線図 1/100～1/200

オ そ の 他

使用機器一覧表

(3) 機械設備の設計 (従前設計図を基に作成する。)

ア 見取図 適宜

イ 屋外配管図 1/200～1/600

ウ 平面図 1/200～1/600

各種機器、器具を表示する。

エ 使用機器及び衛生器具

配置場所、数量、仕様等

15. 業務の処理

(1) 受注者は、調査職員の指示に従い業務に必要な調査を行ない、関係法令に基づいて資料を作成する。

関係法令の確認については、国交省「工事監理指針(令和7年版)」を参考に作成し、提出すること。

(2) 受注者は、業務の進捗状況及び業務区分ごとに調査職員に中間報告をして、その監修を受ける。

(3) 受注者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、発注者の担当職員と十分打合せの上、業務を進める。

(4) 発注者は、業務に必要な資料を受注者に提供するものとする。

(5) 受注者は、下記の業務について協力すること。

ア 工事発注年度が本業務年度と異なる場合の、単価入替(見積り再徴収)、設計図の見直し(現場状況が変化した場合)等

イ 会計検査院検査時(工事完成後適宜)における設計図書の再チェック等

16. 業務内容の疑義

受注者は、業務の内容に疑義が生じたときは、すみやかに調査職員の指示を受けなければならない。

17. 許認可手続

受注者は、解体に伴い必要となる発注者の許認可申請等について十分な協議を行い、必要な資料の作成を行う。

18. 業務の完了

受注者は業務が完了したときは、遅滞なく次に掲げる設計図書等を提出しなければならない。

(1) 実施設計図

原図版（A4袋入り（枕付き））	部
製本（A3見開き）	2部
PDFデータ（原図サイズ）	
JWW（SXF）及びオリジナルデータ（原図サイズ）	1式

(2) 工事費及び根拠

設計内訳書（直接工事費）（RIBCデータ）	
数量・単価根拠書（見積書等含む）	1部

(3) 関係法令チェック表

1部

(4) コスト縮減算出表

部

(5) 打合せ議事録

1部

(6) 工事予定工程表

1部

(7) 石綿含有調査報告書

1部（成果品）※課保存用は電子データ

(8) 電子成果物CD-R又はDVD-R

（「建築設計業務等電子納品特記仕様書」による）

19. 手続書類の提出

(1) 受注者は、業務を着手するときは着手届とともに次の手続書類を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 着手届	（別記様式4号）	1部
イ 業務工程表	（別記様式5号）	1部
ウ 主任設計者届	（別記様式6号）	1部

(2) 業務を完了したときは、業務完了報告書を提出し、完了検査を受ける。又、合格通知を受けたときは遅滞なく業務引渡書及び請求書を提出する。

ア 業務完了報告書	（別記様式7号）	1部
イ 業務引渡書	（別記様式8号）	1部
ウ 請求書	（別記様式9号）	1部

計 画 概 要 書

	項 目	内 容
1	解 体 目 的 (主 旨)	令和6年度能登半島地震により被災した建物等について解体する。
2	全 体 予 定 直 接 工 事 費	223,000千円 (参考) 当該業務に係る業務人・時間： 人・時間 ただし、下記の「9 追加業務」は除く
3	解体予定延べ面積	約1,874㎡
4	構 造 概 要	校舎棟 RC造 2階建て 体育館棟 S造 平家建て
5	敷地等の注意点	学校敷地内（グラウンド）に仮設住宅があるため、住民との動線を配慮すること。
6	仕 上 表	
7	設 備 概 要	
8	設計に関する注意点	・防音対策を施すこと ・周辺住宅と仮設住宅への影響を考慮すること。 ・アスベスト含有の場合は、処理後解体を行うこと。
9	追 加 業 務 (本 業 務 に 含 む)	・アスベスト調査 ・現地調査：（参考）64人・時間
10	そ の 他	その他不明な点は、協議を行う。
11	参 考 資 料	以下の図面を貸与可能 ・本郷小学校新築工事設計図 ・門前町立本郷小学校大規模改修工事図面

※本計画概書は、基本事項を示し、計画建築物の実施設計内容により付記することができることとする。

実施設計業務内容

1. 業務内容

項目		業務内容
(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、建築主の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、建築主の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、建築主と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	(i) 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合わせ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、建築主と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、建築主に説明する。
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、建築主と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	(ii) 建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
(5) 工事内訳明細書の作成		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を算定・積算し、工事内訳明細書、数量調書等を作成する。
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

2. 成果図書（戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書）

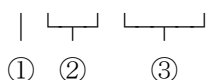
設計の種類	成果図書
(1) 総合	① 仕様書 ② 仕上表 ③ 面積表及び求積図 ④ 敷地案内図 ⑤ 配置図 ⑥ 平面図（各階） ⑦ 断面図 ⑧ 立面図（各面） ⑨ 矩計図 ⑩ 展開図 ⑪ 天井伏図（各階） ⑫ 平面詳細図 ⑬ 建具表 ⑭ 工事内訳明細書 ⑮ 各種法令手続図書 ⑯ 構造基準図 ⑰ 伏図（各階） ⑱ 軸組図 ⑲ 部材断面表 ⑳ 部分詳細図 ㉑ 仮設計画図

3. 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務

項目	業務内容
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を建築主を通じて工事監理者及び工事施工者に対して行う。また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備機器等及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を建築主に対して行う。

CAD図面データファイル名

ファイル名” _ _ _ _ _ ”



例:” A05001” 建築1階平面図

①建築／電気／機械区分

A：建築

E：電気設備

M：機械設備

②図面区分

01～50

建	電	機
01 表紙・図面リスト	01 表紙・図面リスト	01 表紙・図面リスト
02 工事仕様書	02 工事仕様書	02 工事仕様書
03 配置図・付近見取図・求積表	03 メーカーリスト	03 メーカーリスト
04 仕上表	04 配置図・付近見取図	04 配置図・付近見取図（給排水）
05 平面図	05 受変電設備（スケルトン）	05 機器仕様一覧表（給排水）
06 立面図	06 受変電図（姿図）	06 給水配管系統図
07 断面図・矩形図	07 電灯分電盤・動力分電盤 結線表	07 平面詳細図（フロー）
08 平面詳細図	08 幹線設備 系統図	08 機械室平面詳細図（便所廻り及び厨房）
09 展開図	09 機器仕様一覧表（照明器具姿図）	09 自動制御計装図（給排水）
10 伏図	10 電灯・コンセント設備 平面詳細図	10 配置図・付近見取図（空調）
11 各部詳細図	11 動力設備 平面詳細図	11 機器仕様一覧表（空調）
12 建具図	12 計装設備 平面詳細図	12 空調ダクト及び空調配管系統図
13 家具図	13 電気室・機械室 平面詳細図	13 空調ダクト及び空調配管平面詳細図
14 外構図	14 非常照明・誘導灯設備	14 空調機械室平面詳細図
15 構造図	15 機器仕様一覧表（弱電設備機器姿図）	15 自動制御計装図（空調）
	16 弱電設備系統図	16 配置図・付近見取図（さく井）
	17 配置図・付近見取図（弱電設備）	17 機器仕様一覧表（さく井）
	18 平面詳細図 （放送、テレビ共聴、時計、電話）	18 断面図及び施工要領図（さく井）
	19 平面詳細図（火報）	19 平面詳細図（さく井）
	20 その他の弱電設備機器一覧表 （ナース・インターホン、LAN等、監視カメラ等）	20 配置図・付近見取図（浄化槽）
	21 その他の弱電接尾系統図	21 機器仕様一覧表（浄化槽）
	22 その他の弱電接尾平面詳細図	22 平面詳細図（浄化槽）
		23 配置図・付近見取図（昇降機）
		24 機器仕様一覧表（昇降機）
		25 断面図及び施工要領図（昇降機）
		26 平面詳細図（昇降機）
		27 特殊ガス設備等
40 既設図面	40 既設図面	40 既設図面
50 その他	50 その他	50 その他

③子番号

001～999

建築設計業務等電子納品特記仕様書

- 1 本業務は電子納品対象業務であり、調査、測量、設計などの各業務の最終成果を電子データで納品するものである。ここでいう電子データとは、次表に示す各種電子納品要領等で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

名 称	摘 要
建築工事設計図書作成基準	令和 2 年改定
建築設計業務等電子納品要領	令和 3 年改定
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】	令和 4 年改定

基準・要領類のダウンロード：https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

- 2 実施内容は以下のとおりとする。
- 1) 次に示す書類を、従来の紙での納品と別に C D - R 又は D V D - R で 1 部納品する。
 - ① 報告書等
 - ② 図面
 - 2) 紙による成果品の納品は、電子データの提出の有無に関わらず、指定部数を提出する。
 - 3) 各種電子納品要領等で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する必要はないが、要領の解釈に疑義がある場合は発注者の担当職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
- 3 業務着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。
- 4 成果品の提出の際は、以下の項目を確認するものとする。
- 1) 電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認すること。
入手先：https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_cals_denshiseikahin.html
 - 2) 最新のウイルスチェックソフトで、提出物がウイルスに感染していないことを確認すること。